

条 例 見 直 し 調 書

		作成年度	30 年度	次回見直し予定	35 年度
条 例 名	神奈川県動物の愛護及び管理に関する条例				
条 例 番 号	昭和 54 年神奈川県条例第 35 号	法 規 集	第 8 編第 6 章第 3 節		
所 管 室 課	健康医療局生活衛生部生活衛生課				
条 例 の 概 要	動物の愛護及び管理に関する法律（以下「動愛法」という。）に基づき、動物の愛護及び管理に関し必要な事項を定めている。				
検 討	視 点	検 討 内 容			備 考
	必要性 （現在でも必要な条例か。）	本条例は、人と動物の調和のとれた共生社会の実現に資するために、動愛法に基づく事項その他の動物愛護管理に関する事項を定めているものであることから、必要な条例である。			
	有効性 （現行の内容で課題が解決できるか。）	<p>本条例に基づき、動物飼養者の遵守事項等を定めて必要な指導を行うとともに、県民に対する危害の発生防止のため、野犬等の収容、緊急時の措置等を実施するなど、県民の動物愛護の気風の高揚及び動物の適正管理を推進するために有効に機能している。</p> <p>一方、近年社会問題となっている、犬や猫の多頭飼育崩壊や多頭飼育に起因する騒音、悪臭など近隣の生活環境への悪化などに対応するため、所要の改正を検討する必要がある。</p>			犬猫の引取り頭数 （県所管域） 年度 犬 猫 H29 44 121※ H28 57 162※ H27 66 43 ※多頭飼育崩壊事例 H28 4 件 H29 3 件
	効率性 （現行の内容で効率的といえるか。）	本条例で定めた飼養者の遵守事項、野犬等の収容、緊急時の措置等は、動物愛護管理行政を進める上で必要最低限の規制であり、効率的である。			
	基本方針適合性 （県政の基本的な方針に適合しているか。）	本条例に基づく施策は、「かながわランドデザイン」の政策分野「安全・安心」に位置付けられており、県の基本方針に適合している。			
	適法性 （憲法、法令に抵触しないか。）	動愛法に基づき、動物の愛護及び管理に関し必要な事項を定めたものであり、憲法、法令に抵触しない。			
	その他				
見直し結果	1 改正・廃止及び運用の改善等の必要はない。 2 改正・廃止の必要はない。運用の改善等を検討する。 3 改正を検討する。運用の改善等の必要はない。 ④ 改正及び運用の改善等を検討する。 5 廃止を検討する。	理 由 等 犬や猫の多頭飼育崩壊や多頭飼育に起因する騒音、悪臭など近隣の生活環境への悪化などに対応するため、条例の改正及び運用の改善等を検討する必要がある。			